

平成 28 年 10 月 1 日から

生鮮食品にも “栄養成分に関する表示をする場合” は、
パッケージごとに、定められたルールに従った

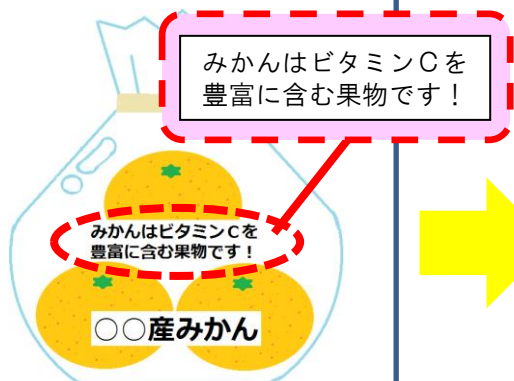
栄養成分表示 が必要になりました！

左下の【例1・2】にあるような表示をする場合には、パッケージごとに右下の【新表示例1・2】のような定められたルールに従った栄養成分表示をしなければなりません。
(従わない場合は、食品表示法違反となります。)

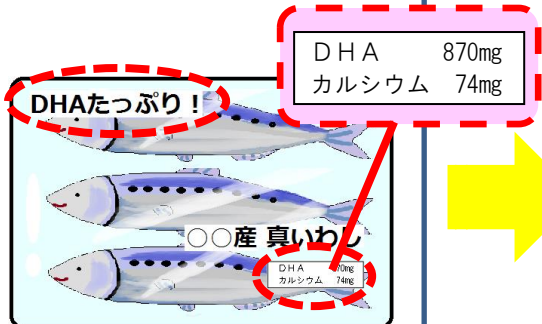
今までの表示例

生鮮食品のパッケージに
こんな表示をしていたら…

【例1】みかん



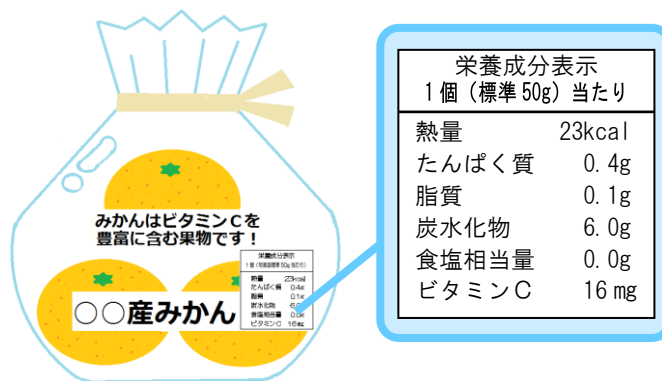
【例2】まいわし



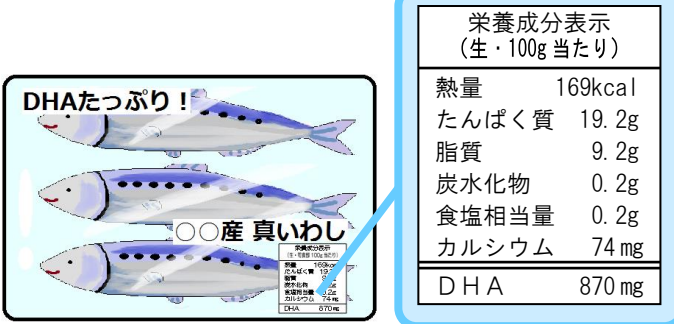
平成 28 年 10 月 1 日からの表示例

ルールに従った栄養成分表示が必要になりました！

【新表示例1】みかん



【新表示例2】まいわし



食品の表示に関する詳しい資料はこちら (東京都 食品衛生の窓)



栄養成分表示に関するお問合せは、所管の保健所へ
東京都多摩小平保健所 生活環境安全課 保健栄養担当 電話 042-450-3111